

鹿島市公告第 19 号

令和 7 年度～令和 12 年度 鹿島市公共施設（鹿島小学校外 10 施設）LED 照明賃貸借について、条件付一般競争入札を実施しますので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び鹿島市財務規則第 115 条の 3 の規定により入札参加資格申請及び受付の期間等を次のとおり公告します。

令和 7 年 9 月 11 日

鹿島市長 松尾 勝利



- 1 件名 令和 7 年度～令和 12 年度 鹿島市公共施設（鹿島小学校外 10 施設）LED 照明賃貸借
- 2 納入場所 市内 11 施設（詳細は仕様書のとおり）
- 3 賃貸借期間 令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日（60 か月）
- 4 予定価格 非公表
- 5 最低制限価格 無
- 6 発注方式
この賃貸借契約の入札は、入札書を郵送により提出する郵便入札で行うものとする。
- 7 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）は、次に掲げるとおり。
 - (1) 公告日時点で、令和 7・8 年度の鹿島市競争入札参加資格者名簿（物品購入・役務の提供）に登録があり、仕様のとおり本物品の賃貸借契約ができる者であること。
 - (2) 5 年以内に LED 照明の導入または賃貸借の実績がある者であること。
 - (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
 - (4) 入札参加資格確認申請書の提出日から入札の日までの間において 鹿島市物品購入等契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていない者であることまた、独占禁止法等の規定に違反する疑いのない者であること。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立てがなされた者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。

8 入札参加申込みの受付

入札に参加を希望する者は、必要書類を持参、又は郵送により提出すること。なお郵送の場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかによって提出することとし、申込受付期間内に必着とする。

(1) 提出先

〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分 2643 番地 1
鹿島市役所 政策総務部 財政課 入札・契約管理係

(2) 申込受付期間

公告した日から令和 7 年 9 月 24 日（水）まで（閉庁日を除く）の午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 提出書類

入札参加資格確認申請書（様式 1）
（現場説明会を希望される場合は、希望日をご記入ください。）
契約実績調書

9 入札参加資格確認通知

入札参加の可否は、令和 7 年 9 月 26 日（金）に入札参加資格確認通知書をメールにより通知する。

10 入札参加できないと決定した者に対する理由の説明

- (1) 入札参加できないと決定された者は、入札参加できないと決定された理由について説明を求めることができる。
- (2) 入札参加できないと決定された理由の説明を求める場合には令和 7 年 9 月 30 日（火）までに書面（様式は自由）を提出して行わなければならない。
- (3) 説明を求められたときは、令和 7 年 10 月 3 日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。
- (4) 入札参加できないと決定された理由の説明を求める書面の提出先は、鹿島市役所政策総務部財政課入札・契約管理係とする。

11 設計図書等の閲覧

- (1) 場所 鹿島市役所ホームページ

(2) 期間 公告した日から令和 7 年 10 月 21 日（火）まで

12 現場説明会の開催

入札参加資格申請書において現場説明会を希望した場合、下記の期間内で現場説明会を開催するものとし、正式な日時については調整後連絡する。

令和 7 年 10 月 1 日（水）～令和 7 年 10 月 3 日（金）

13 設計図書等に関する質問及び回答

(1) 設計図書等に関する質問（同等品申請含む）がある場合には、「質疑及び回答書」にてメールにより提出すること。

① 提出先 鹿島市政策総務部財政課入札・契約管理係

メールアドレス：nyusatsu-keiyaku@city.saga-kashima.lg.jp

② 受付期間 公告した日から令和 7 年 10 月 8 日（水）午後 5 時まで

(2) 質問に対する回答は、鹿島市ホームページに掲載する。

（掲載期間） 回答した日から、令和 7 年 10 月 21 日（火）まで

14 入札の方法

この入札は郵便入札とし、入札書等の提出方法は次のとおりとする。

(1) 送付先及び到着期限

(ア)送付先 〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分 2643 番地 1

鹿島市役所 政策総務部 財政課 入札・契約管理係

(イ)到着期限 令和 7 年 10 月 20 日（月）午後 5 時まで

(2) 郵送方法

「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」のいずれかの方法により提出し、入札書到着期限までに必着とする。封筒作成の詳細は、別紙の「郵便入札封筒の記載例」を参照のこと。

(3) 提出書類

① 入札書

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

② 積算内訳表

積算内訳表には、金額・小計・消費税額・合計・住所・商号又は名称・代表者職氏名を記載すること。

15 開札

- (1) 開札場所 鹿島市役所 5階 大会議室
- (2) 開札日 令和7年10月21日(火)
- (3) 開札は、郵便入札開札立会申請書を提出した郵便入札参加者又は入札を事務としない市の職員(ただし、郵便入札参加者の立ち会いの申請が無い時に限る。以下これらを「立会人」という。)を立ち会わせて行う。
- (4) 郵便入札参加者で立ち会いを希望する場合は、郵便入札開札立会申請書をメールにて送信すること。また郵便入札開札立会委任状を提出することにより代理人を立ち会わせることができる。
- (5) 入札の執行回数は、原則2回(第1回目の入札を含む)までとする。

16 再入札等

- (1) 第1回目の開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札が無いときは、再入札を行う。入札書等の提出方法は第1回目の入札と同様とする。
- (2) 再入札に参加できる者は、第1回目の入札に参加した者に限る。ただし第1回目の入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再入札に参加することができない。

17 落札者の決定方法

- (1) 地方自治法第234条第3項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。この場合において、最低の価格をもって入札を行った者が立会人として不在のときは、くじを市の職員に委任したものとみなす。

18 入札保証金

免除する。

19 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、鹿島市財務規則第126条第3項第6号の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

20 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者
- (2) 当該入札について不正行為(談合を含む)を行った者

- (3) 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱及び判読不可能なものを提出した者
- (4) 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- (5) 入札書の内容を訂正したものを提出した者
- (6) 金額の記載がない入札書を提出した者
- (7) 1人で2以上の入札をした者
- (8) 代理人でその資格のない者
- (9) 内訳書を提出しなかった者
- (10) 入札書等が到着期限に間に合わなかった者
- (11) 入札書を内封筒に封入していなかった者
- (12) 内封筒、入札書及び市長が指定する書類に記入している入札に付された事業名が異なる者
- (13) 鹿島市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第4号に規定する暴力団等
- (14) 前各号に掲げるもののほか入札条件に違反した者

21 入札の中止・延期

入札の中止・延期等の取扱いについては次のとおりとする。またその決定に対し、入札参加者は異議を申し立てることができない。もし取りやめとなった場合でも、この入札に関して発生した費用は入札参加者が負担するものとする。

- (1) 競争に参加し、及びこれに関係を有する者が共謀結託その他の不正行為を行い又は行おうとしていると認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。
- (2) 天災地変その他のやむを得ない理由により入札の執行が困難であると認めるとき又は郵便事故等により入札書等が到着期限までに到達しなかったときは入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する不正な行為と認められるときは入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。
- (4) 公正に疑うに足る相当な理由があると認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。

22 入札の辞退

入札参加の確認を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、自由に入札を辞退することができる。また入札書の到着期限までに入札書の提出が無い場合は、入札を辞退したものとみなす。

なお、入札の辞退を理由に、本市において、いかなる不利益な取扱いもしない。

23 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、設計書等を熟読し、所定の事項を遵守すること。
- (3) 契約書の作成を要する。
- (4) 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出書類は、本市において無断で目的外使用をすることはない。
- (6) 提出書類は返却しない。

24 問い合わせ先

〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分 2643 番地 1

鹿島市役所政策総務部財政課入札・契約管理係

T E L （直通）0954 - 63 - 2114